

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から41年4月まで

私は、夫と結婚して夫の両親とA県B市で昭和39年3月から同居することになったが、すぐ義父との折り合いが悪くなり、同年4月にはA県C市の実家に帰り、手伝い等をして生活していた。

夫が私の生活費をB市の夫の実家へ送金していたので、義父が近くの市役所の支所で私の国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が私の生活費を実家に送金していたので、義父が近くのB市役所の支所で私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月24日にA県C市で払い出されていること、及び婚姻に伴うA県C市からA県B市への転出処理は、申立人が県外へ転出した後の44年9月16日に処理されていることが確認でき、B市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人にB市から国民年金保険料の納付案内書等の送付は無かったことがうかがえ、同市役所で国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告者等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする義父は既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年5月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年5月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間①について、昭和50年12月にA県に所在したB社を退職し、実家のあるC県D市に帰り、市役所で住所変更等の手続と同時に国民年金に加入した。

申立期間②について、職業安定所の紹介で事業所に勤務し始めたので、一旦国民年金保険料の納付を中断したが、退職後に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。

初めは、納付書が送られてきたので郵便局か銀行で保険料を納付し、その後、親が自治会に入っていたので自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を渡していたような記憶がある。また保険料額は、毎月1,800円から2,200円ぐらいだったと思う。

私は、失業保険を受給しながら毎月国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年12月及び51年10月に国民年金の加入手続を行い、保険料納付について、当初は毎月納付書を使い、郵便局か銀行で納付し、その後は集金人に国民年金保険料を渡した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月6日に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となり、納付組合に保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立人が所持する唯一の年金手帳には婚姻（昭和52年12月*日）後の改姓された氏名及び住所が記載されていることが確認でき、申立人は、「現在所持している年金手帳以外の交付は受けていない。」と

供述していることから、国民年金の加入手続を行ったとする時期を誤認している可能性がうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間に係る国民年金保険料は社会保険事務所（当時）から交付される過年度納付書により金融機関等で納付することは可能であったと考えられるが、申立人は「社会保険事務所から納付書等が送付されてきた記憶はない。」と供述していることから、当該期間に係る過年度保険料は納付されることはなかったものと考えられる。

さらに、申立人が両申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 3 月 31 日から 33 年 3 月まで

私は、昭和 23 年始め頃に、A社B支店に入社し、C業務に従事していた。また、決算期が毎年3月末のため毎年5月頃に監査を受ける目的で、D市に所在する同社本社に出向いて監査を受けていたことを記憶している。昭和 33 年 3 月頃まで勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は少なくとも昭和 26 年 5 月頃までA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和 24 年 3 月 31 日付で被保険者資格を喪失している者が、申立人以外に 11 人確認できるところ、住所が判明した同僚のうちの一人はその喪失理由について、「A社B支店は、昭和 24 年 3 月に一旦従業員を全員解雇した。その後、従業員は再雇用された者、再雇用されていないが引き続き勤務する者、再雇用されず退職した者がいた。申立人は再雇用されていなかったが引き続き勤務していた。」と供述している。

また、適用事業所名簿から、A社B支店は、昭和 26 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、同日以降は、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

さらに、A社B支店及び同社本社の商業登記簿謄本が取得できないことから、

事業所の所在地や事業主の氏名が不明であり、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月1日から27年12月1日まで
② 昭和35年6月から37年3月1日まで

申立期間①について、私は、社会保険事務所（当時）に被保険者記録の確認をしたところ、平成21年5月頃に、「昭和27年12月から32年7月までの期間について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が判明した。」旨の回答があった。

しかし、A社には、昭和25年6月に入社し、継続して勤務していたのに、入社時から27年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②について、昭和34年春頃にB県に転居し、35年4月にC警察署で自動車運転免許証を取得した後、同年6月から37年2月末日までの期間において、D市に所在したE社に勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていた。その後、同社がF市に移転すると同時に、家族でD市内の同社の社屋跡地内に住み込み、37年3月から引き続き同社の関連会社であるG社に勤務したことを記憶している。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、適用事業所名簿により、A社は昭和27年12月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとされており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和 23 年に申立事業所に入社したとする同僚は、「昭和 27 年 12 月前の期間については、会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人及び当該同僚について、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、人事記録等の当時の関連資料は無い上、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

- 2 申立期間②については、適用事業所名簿により、E社は、昭和 34 年 9 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社に昭和 34 年 9 月 16 日以降も勤務していたとする同僚は、「会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後も継続して勤務していたが、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入した。」と供述しているところ、オンライン記録において当該同僚は、国民年金制度が発足した 36 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、E社は既に事業廃止しており、人事記録等の当時の関連資料は無い上、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

- 3 両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年10月2日まで

私は、申立期間において、A事業所に勤務し、結婚を契機に退職したことを覚えているが、脱退手当金を受領した記憶は無い。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給された旨のゴム印、支給期間及び支給金額が記載されており、これらの記載事項に不自然な点は見られない。

また、昭和29年5月1日以前の女性への脱退手当金支給要件に、「厚生年金保険6月以上20年未満の女性が婚姻又は分娩のために資格を喪失した時」とされているところ、申立人は、婚姻のために退職した旨を供述しており、オンライン記録においても、申立事業所を退職後に婚姻し、その後に脱退手当金が支給されていることが確認できるなど、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 10 日まで

私は、A社に勤務し、家事手伝いのために退職した。退職の際は、日を置かず実家があったB県に戻ったこともあり、当該期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後 100 人のうち、脱退手当金の受給資格要件を満たす者は 52 人いるが、このうちの 44 人は脱退手当金の支給記録が確認できる上、38 人は同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから 6 か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できる。

また、同社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、退職予定者に対し退職説明会を開催し、脱退手当金制度について説明していた。また、代理請求も行っていた。」旨供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失から約 4 か月後に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 11 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 40 年 2 月 25 日から同年 12 月 22 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで

日本年金機構から、申立期間については脱退手当金が昭和 47 年 3 月 10 日に支給されている旨の確認はがきが送付されてきた。

私は、申立期間の最後の事業所である A 社を辞める時のことを詳しく覚えているわけではないが、申立期間に係る脱退手当金を受領したことは無いと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給の対象となった 4 事業所における申立人の厚生年金保険記号番号はいずれも同一の記号番号であり、当該 4 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の合計支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 47 年 2 月 9 日に旧姓から婚姻後の姓に氏名変更の届出が行われていることが確認でき、当該届出日が申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和 47 年 3 月 10 日）の 1 か月前であることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月2日から35年8月1日まで

私は、申立期間について脱退手当金を受給したこととされているが、そのことは、平成22年9月に日本年金機構から届いたはがきで知ったのであり、当時脱退手当金を受け取った記憶は無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後に記載された女性99人のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した16人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は13人確認でき、そのうち12人が、資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が申立人と同日である者が2人確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年12月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月18日から32年12月24日まで

私は、昭和32年にA社を退職したが、年金事務所の記録では同社での厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したとされていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金の制度も知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶も無く、退職後に会社から送金を受けたことも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給資格要件を満たす女性26人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、20人に支給記録が確認でき、このうち14人が5か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できる上、当該被保険者名簿において昭和33年12月に資格喪失し、34年4月2日に脱退手当金を受給している同僚が4人確認でき、このうちの一人が、「会社から代理請求の説明を受けたように思うし、当時、職場で働く同僚の間で脱退手当金受給のことが話題になっていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の備考欄には、「1823 脱退手当金」の表示が記入されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金被保険者資格の喪失日から約3か月

後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 27 日から 41 年 9 月 16 日まで
私は、年金受給の手続の際、申立期間については脱退手当金が支給されたこととされていることを知った。
当時、脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現存する申立期間の事業所は、「当時のことを知る元従業員への聞き取りによると、従業員の依頼により会社が従業員に代わって請求手続を行っていたようである。」と回答しているところ、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給資格要件を満たしている女性40人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、25人に支給記録が確認できる上、うち24人が退職後4か月以内に脱退手当金を受給していることが確認でき、このうち連絡先が把握できた10人に当時の状況について照会したところ、回答のあった6人中3人が、「事業所から脱退手当金の説明があった。」としており、うち一人は、「手続は事業所が行った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年10月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 6 日まで

私は、A事業所を退職した時は脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を管轄する年金事務所には申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が保管されているところ、被保険者資格喪失直後の昭和40年5月10日に当該裁定請求書が受け付けられていること、住所欄には住民票により確認できる婚姻前の住所が記載されていることなどを踏まえると申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は30人であり、そのうち25人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、A事業所に係る被保険者原票の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和40年7月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。